遺族年金等受給状況　　単位：人

年　度	遺族年金	遺族給与金	障害年金	合　計	備　考
昭和52年度	5,617	6,865	-	-	S52.10末現在
53	5,350	6,995	-	-	S53. 9 〃
54、55	5,075	6,515	-	-	S55. 8 〃
56	4,603	6,207	-	-	S57. 3 〃
57	4,687	6,320	-	-	S58. 3 〃
58	4,358	6,441	-	-	S59. 3 〃
59	4,211	6,484	-	-	S60. 3 〃
60	4,038	6,430	-	-	S60. 6.15 〃
61	3,942	6,882	-	-	S61. 9.15 〃
62	3,970	8,110	-	-	S62. 6.15 〃
63	3,444	8,027	925	12,396	H 1. 3末 〃
平成元年度	3,064	8,230	1,775	13,069	H 2. 3末 〃
2	2,940	8,560	894	12,394	H 3. 3末 〃
3	2,773	8,282	892	11,947	H 4. 3末 〃
4	2,629	7,961	892	11,482	H 5. 3末 〃
5	2,402	7,440	871	10,713	H 6. 3末 〃
6	2,241	6,964	854	10,059	H 7. 3 〃

※　昭和52年度以前については、統計資料が未整理のため割愛した。

イ．恩給法（扶助料等）による援護

昭和２８年法律第１５５号により、旧軍人・軍属等の恩給、扶助料が復元されて、昭和２８年４月から支給されることになった。

扶助料は、公務員が死亡した場合において、一定の条件を備えているとき、その遺族に給される年金恩給であり、死亡原因等により普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料の４つに分けられ、扶助料ではないが遺族に給されるものに傷病者遺族特別年金がある。

扶助料を受ける権利・資格は、公務員死亡当時、公務員により、生計を維持し、又は公務員と生計を共にしていた（公務員の死亡が昭和２２年５月２日以前であるときは、公務員と同一戸籍内にあった）ものであり、扶助料が給せられる遺族の順位は、

① 配偶者（夫の場合は６０歳まで停止、ただし、重度障害にして、生活資料を得る途のなきとき、又は、公務員死亡当時より、重度障害の状態にあるものはその事情の維持する間はこの限りにあらず）
② 未成年の子
③ 父母（養父母を先にし、実父母を後にする）
④ 成年の子（重度障害にして生活資料の得る途なきとき）
⑤ 祖父母（養父母の父母を先にし、実父母の父母を後とする。）

公務扶助料は、普通扶助料に一定の率（倍率）を乗じて算定されるので、その改善はベースアップによる基礎俸給の増額のほか、この倍率を改正することによっても行われている。

ウ．特別給付金支給法による援護（戦没者等の妻、戦没者の父母等）

(ｱ) 戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法は昭和３８年法律第６１号で制定され、戦没者の妻が一心同体である夫を失ったこと、生計の中心を失い、経済的な困難と戦ってこなければならなかったこと等の精神的苦痛に対して国としての特別の慰藉をするために、特別給付金が支給されることになった。

当初の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による支給対象者は、軍人・軍属又は準軍属が昭和１２年７月７日（日華事変勃発）以後、公務上負傷し又は疾病にかかり、これにより死亡したことにより、昭和３８年４月１日において戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、又は遺族給与金、恩給法による公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻であり、１人当たり２０万円の国債が１０年償還で交付された。

沖縄地域における対象者は約１万人と見込まれていたが、昭和４１年から受付業務が開始されると１５，４０８件の申請があり、うち１４，９３３件が可決裁定された。又、昭和４９年法律第５１号により満州事変間（昭和６年９月１８日から昭和１２年７月６日までの間）に公務上の傷病にかかりこれにより死亡した軍人の妻であったことにより昭和４９年１０月１日において公務扶助料又は遺族年金を受けることができる権利を有する者も特別給付金が支給されることになった。

戦没妻特別給付金は法制定以来、十数次の改正がなされてきたが、主な改正点は次のとおりである。

① 新たに昭和４８年４月１日、昭和５８年４月１日及び平成５年４月１日を基準日とし、同日において公務扶助料等を受ける権利を有する軍人等の妻に対して特別給付金が支給されるようになった。

② 特別給付金を受ける権利を取得してから１０年を経過した日において公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻に継続の特別給付金を、継続の特別給付金の受給権取得後１０年を経過した日において公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻に再継続の特別給付金を、再継続の特別給付金の受給権取得後１０年を経過した日において公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻に再々継続の特別給付金が、支給されるようになった。

③ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻が、当該戦傷病者等が基準日までに死亡したことにより当該戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した日から１０年を経過した日等において公務扶助料等を受ける権利を有する場合は、戦没妻特給法に係る特別給付金が支給されるようになった。

（イ）戦没者の父母等に対する特別給付金

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法は昭和４２年法律第５７号で制定された。

この法律は、先の大戦によりすべての子、又は最後に残された子を軍人・軍属又は準軍属として戦闘又はその他の公務により亡くした父母及びこれらの父母と同様の立場にある孫を亡くした祖父母については、その最愛の子や孫を国に捧げ、そのために子孫が絶えたといういいしれぬ寂寥感や孤独感と戦って生きていかなければならなかったという特別の事情に鑑み、国として慰籍を行うため特別給付金を支給するものであった。

当初の特別給付金は昭和１２年７月７日（日華事変勃発）以後に死亡した戦没者の父母、又は祖父母であったことにより、昭和４２年４月１日において恩給法の公務扶助料、援護法による遺族年金等を受ける権利を有する戦没者の父母等であり、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もおらず、その後法適用時の間に自然血族の子又は孫も有するに至らなかった戦没者の父母等に１０万円が支給された。

我が県においても昭和４３年から受付業務が開始され４９９件が可決裁定され支給された。

その後、昭和４９年の法改正により満州事変間（昭和６年９月１８日から昭和１２年７月６日まで）に公務上の傷病にかかり、これによって死亡した戦没者の父母等にも支給されるようになり、戦没父母特給法は援護法等の改正に伴い、その都度改正を重ねてきた。

第５回継続分の第十六回特別給付金の受給者は平成７年３月末現在で１００件と制定当初の５分の１になり、受給者の高齢化がうかがえる。

主な改正点は次のとおりである。

① 昭和４４年からは戦没者死亡当時戦没者等以外に子又は孫を有していた父母等であるが、そのすべての子又は孫が戦没者等の死亡当時父母等と氏を異にしており、その後、氏を同じくする自然血族の子又は孫を有するに至らなかったものにも戦没父母特給法による特別給付金が支給されるようになった。

② 昭和５５年からは戦没者等の死亡後、他の子や孫が改氏婚したこと等により戦没者等死亡により除籍された当時他に氏を同じくする子や孫がいない父母等にも特別給付金が支給されるようになった。

③ 新たに昭和４８年４月１日、昭和５８年４月１日及び平成５年４月１日を基準日とし、同日において公務扶助料等を受ける権利又は資格を有する軍人等の父母等に対しても戦没父母特給が支給されるようになった。

資料　　戦没者等の妻に対する特別給付金受付処理状況

（平成７年３月末現在）

	国債の名称 （発　行　日） 額・償還期間	受付	他県 送付	取り 下げ	裁　定		計	未処理
					可決	却下		
1	特別給付金 （昭和38. 5. 1） 20万円/10年	15, 408	93	375	14, 933	7	15, 408	0
2	第４回特別給付金 （昭和48. 5. 1） 60万円/10年	13, 837	93	92	13, 640	12	13, 837	0
3	第10回特別給付金 （昭和58. 11. 1） 120万円/10年	11, 528	85	78	11, 364	1	11, 528	0
4	第17回特別給付金 （平成7. 11. 1） 180万円/10年	8, 491	56	1	8, 412	16	8, 485	6

戦没者の父母等に対する特別給付金受付処理状況

（平成７年３月末現在）

	国債の名称 （発　行　日） 額・償還期間	受付	他県 送付	取り 下げ	裁　定		計	未処理
					可決	却下		
1	第３回特別給付金 （昭和42. 5. 16） 10万円/10年	504	2	3	499	0	504	0
2	第５回特別給付金 （昭和48. 5. 1） 30万円/5年	418	3	3	412	0	418	0
3	第７回特別給付金 （昭和53. 4. 1） 60万円/5年	336	3	5	328	0	336	0
4	第９回特別給付金 （昭和58. 4. 1） 60万円/5年	243	3	6	234	0	243	0
5	第14回特別給付金 （昭和63. 4. 1） 75万円/5年	176	2	0	168	6	176	0
6	第16回特別給付金 （平成5. 11. 1） 90万円/5年	103	1	0	100	0	101	2

エ．特別弔慰金支給法による援護

特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和４０年法律第１００号）により、先の大戦において公務等のために国に殉じた戦没者に弔慰を表すため、終戦２０周年・３０周年・４０周年・５０周年といった機会にこれらの遺族に支給され、支給対象者は、戦没者の遺族で遺族年金、遺族給付金及び公務扶助料等の年金受給権者が失権（死亡・再婚等）し、他に年金受給者がない場合や、又弔慰金を受給したものの当初より年金受給権者がいなかった遺族であった。

日本本土においては、昭和４０年６月１日の施行と同時に受付事務が開始されたが本県における特別弔慰金の事務は若干遅れて開始され、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の第３条に基づき権限を委任された那覇日本政府南方連絡事務所長により裁定された。第一回の特別弔慰金の支給対象者は、昭和４０年４月１日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した者で、同日において同一の戦没者に関し恩給法による公務扶助料、援護法による遺族年金又は遺族給与金、その他これらに相当する給付の受給権を有する者がいない場合に３万円の特別弔慰金を１０年償還の記名国債で支給するというものであった。ただし、弔慰金の受給権を取得した者が基準日において死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、離縁によって戦没者との遺族関係が終了しているとき等は戦没者の子に特別弔慰金が支給されることになった。

法制定以来、数次の改正がなされ対象者が拡大されてきたが、主な改正点は次のとおりである。

(ｱ) 終戦３０周年に当たる昭和５０年、終戦４０周年に当たる昭和６０年にもそれぞれ、改めてこれらの遺族に対し、弔慰の意を表するため特別弔慰金が増額支給されるようになった。

(ｲ) 弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日にいない場合は、

① 子（当初から）、

② 戦没者等と生計関係を有していた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（昭和４１年から）、

③ 生計関係を有していなかった②の遺族（昭和４４年から）、

④ ①②③の遺族を除く３親等内の親族であって、戦没者等と１年以上生計関係を有していた者（昭和５２年から）のうち、当該順序による先順位の者に対し特別弔慰金が支給されるようになった。

(ｳ) 弔慰金の対象にならない次の者の遺族も弔慰金を受ける権利を取得した者とみなして特別弔慰金が支給されるようになった。

① 軍人、軍属又は準軍属が日華事変間（昭和１２年７月７日から昭和１６年１２月７日まで）に公務上、又は勤務関連で受傷り病し、これにより昭和１６年１２月７日以前に死亡した場合。

② 軍人が満州事変間（昭和６年９月１８日から昭和１２年７月６日まで）に公務上受傷り病し、これにより死亡した場合。

③ 旧恩給法の特例に関する件（勅令第６８号）により、軍人恩給停止の対象外となった判任文官、従軍文官について、引き続き恩給を受ける権利を有する遺族があったため、援護法の弔慰金を受ける権利を取得できなかった場合。

資料　　特別弔慰金受付処理状況

（平成７年３月末現在）

	国債の名称	受付	他県送付	取り下げ	裁定		計	棚上（管理停止）
					可決	却下		
1	特別弔慰金	44,877	55	460	43,831	335	44,681	196
2	第二回特別弔慰金	51,386	130	1,192	49,900	59	51,281	105
3	第三回特別弔慰金	2,612	13	77	2,513	2	2,605	7
4	第四回特別弔慰金	58,045	187	677	56,741	306	57,911	134
5	第五回特別弔慰金	3,152	17	69	3,034	13	3,133	19

特別弔慰金の経緯

国債の名称	記号	基準日	国債発行日	受給できる遺族の順位	金額(円)
第一回 特別弔慰金	い号	昭40.4.1	昭40. 6.16	①弔慰金受給権者 ②子	30,000
	ろ号	昭40.4.1	昭41. 6.16	①～② ③父母 (生計を共にした者) ④孫 (〃) ⑤祖父母 (〃) ⑥兄弟姉妹(〃)	
	は号	昭40.4.1	昭44.10. 1	①～⑥ ⑦父母(生計を異にした者、あるいは改氏婚又は養子縁組をした者) ⑧孫 (〃) ⑨祖父母 (〃) ⑩兄弟姉妹(〃)	
	に号	昭47.4.1	昭47. 6.16	①～⑩	
第二回 特別弔慰金	い号	昭50.4.1	昭50.10. 1	①～⑩	200,000
	ろ号	昭50.4.1	昭52.10. 1	①～⑩ ⑪一年以上生計同一の三親等内の親族で葬祭を行った者 ⑫一年以上生計同一の三親等内の親族で葬祭を行っていない者	
第三回 特別弔慰金	い号	昭54.4.1	昭54.10. 1	①～⑫	120,000
第四回 特別弔慰金	い号	昭60.4.1	昭60.10. 1	①～⑫	300,000
第五回 特別弔慰金	い号	平元.4.1	平元.10. 1	①～⑫	180,000
第六回 特別弔慰金	い号	平 7.4.1	平 7.10. 1	①～⑫	400,000

オ．戦没者遺族相談員について

昭和３３年に、国は援護法等の円滑な施行に資するため戦傷病者相談員制度を設けた。そして、昭和４５年には戦没者遺族相談員制度を設けた。

この制度は、戦没者遺族としての心理的、社会的特性から一般の相談制度では必ずしも十分に応えているとは言えない等の現状に鑑み、各種の援護を効果的に実施して戦没者遺族の福祉の増進を図るため、遺族の援護に熱意と識見を有し、地域の実情にも精通している民間の方に戦没者遺族等の指導助言をさせるため、厚生大臣が委託して設けられたものである。

業務委託の期間は３年で、３年ごとに戦没者遺族関係団体等の意見を参考にして県から厚生省に進達し、厚生省で審査のうえ委託されることになっている。

制度発足当時は１０名が配置されたが、昭和４８年から３０名に増員され、現在に至っている。

資料　　戦没者遺族相談員　相談状況

年　度（年）	援護法による年金等に関する相談	各種給付金支給法等に関する相談	恩給法等に関する相談	その他	合　計
昭和４９	247	1,119	54	41	1,461
５０	338	666	140	144	1,288
５１	-	-	-	-	0
５２	302	441	75	80	898
53、54	203	295	37	157	692
５５	165	148	30	114	457
５６	418	128	28	51	625
５７	328	211	51	44	634
５８	489	255	70	77	891
５９	275	299	50	77	701
６０	245	775	52	85	1,157
６１	372	1,443	85	122	2,022
６２	285	418	66	76	845
６３	167	286	53	79	585
平成　元	240	298	62	67	667
2	202	212	74	55	543
3	92	103	16	45	256
4	108	103	42	29	282
5	65	236	12	200	513
6	99	361	14	227	701

(3) 戦傷病者の援護

ア. 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護（障害年金）

戦傷病者の援護については、援護法においては障害年金、障害一時金の支給措置がある。

障害年金は軍人軍属及び準軍属が公務上の負傷もしくは疾病にかかった者が一定以上の障害を残している場合、国家補償の精神に基づき援護するものである。障害の程度は特別項症、第１～６項症、第１款症～５款症まで区分されている。支給額は恩給法の傷病恩給の額に準じている。

請求手続きは、市町村で受け付け、県から裁定庁（厚生省）へ進達される。

また、沖縄県の場合は、本邦唯一の地上戦があったことなどから、６歳未満についても保護者が戦闘参加者として認められる場合に保護者と共に行動しなければならないやむを得ない事情がある場合には戦傷病者として処遇されている。

６歳未満の処遇については、先に戦没者遺族の援護で述べたように、昭和５４年１２月に沖縄戦傷害者の会が結成され、運動が展開された。

当時６歳未満の負傷者については「国との雇用関係がなかった」という理由で、政府はなんらの補償も援護もしていないとして、

① ６歳未満沖縄戦傷害者にも援護措置をすること、

② ６歳未満沖縄戦傷害者の実態調査を早急に実施すること、

③ 戦時災害援護法を即時実施すること

の３項目について要請が行われた。

そして、昭和５５年１月に来沖した野呂厚生大臣は、沖縄戦の被災は十分理解できるとし、６歳未満の被災者補償について積極的に援護したいと述べ、その後、厚生省と沖縄県で調整を重ね、国は、昭和５６年１０月から沖縄戦に参加した沖縄戦当時６歳未満の戦傷病者について援護法を適用し処遇することを決定したのである。

障害年金の受給状況については、先に述べた （2）戦没者遺族の援護 ア. 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の項の遺族年金等受給状況を参照のこと。

資料　　障害年金の処理状況

年　度	障害年金	うち障害年金（６歳未満）			
		受　付	処　理		
			可　決	却　下	取　下
47	138				
48	109				
49	110				
50	174				
51	195				
52	220				
53	111				
54	96				
55	113				
56	82	9	0	0	0
57	67	21	3	0	1
58	142	13	5	2	0
59	107	6	14	6	0
60	101	8	6	5	0
61	101	10	6	1	0
62	109	9	4	3	0
63	61	7	2	3	0
平成元年度	55	4	2	4	1
2	56	6	6	0	0
3	41	3	4	3	0
4	32	2	4	3	0
5	27	2	0	1	0
6	20	0	2	2	0

注：１　処理件数は厚生省への進達件数である。
２　件数には、初度請求、継続請求、額改定請求、氏名変更、異議申立、じ後重症請求、返戻等が含まれている。
３　６歳未満は初度請求に係る件数である。
４　昭和47年度以前については、統計資料が未整理のため割愛した。

イ．恩給法（傷病恩給等）による援護

傷病恩給は、在職中公務により、受傷、り病した旧軍人に対し、恩給法に規定された症状の程度により支給される。

傷病恩給には、公務員が公務のため負傷し、又は疾病にかかった場合に給される増加恩給、傷病年金又は傷病賜金（一時金）と、旧軍人又は旧準軍人が昭和１６年１２月８日以降、特定の地域において職務に関連して負傷し、又は疾病にかかった場合に給される特例傷病恩給がある。

ウ．戦傷病者特別援護法による援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づいて援護を行うことを基本理念としており、その処遇を受けるには厚生大臣から、その権限を委任された都道府県知事が交付する「戦傷病者手帳」の所持が前提となる。

（ア）戦傷病者手帳の交付

戦傷病者手帳は、軍人軍属等であった者で公務上の傷病により恩給法上で定める程度の障害がある者、又は、公務上の傷病について厚生大臣が療養の必要があると認定した者等に対してその者の請求により交付することになっている。手帳交付を受けると、病状の程度により下記の援護を受けることができる。

①療養の給付　②療養手当の支給　③)葬祭費の支給　④更生医療の給付
⑤補装具の支給及び修理　⑥国立療養所への収容
⑦日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い
⑧障害の程度に応じて国税、地方税の減免
⑨航空運賃の割引　⑩ＮＨＫ放送受信料の半額免除
⑪公営住宅への優先入居

資料　　戦傷病者手帳交付の推移（年度別）

対象見込件数	43年迄	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度
	1,435	86	81	73	27	26	23	88
3,500	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
	138	58	27	30	27	22	37	21
	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2 年度	3 年度
	23	20	14	22	11	12	9	14
	4 年度	5 年度	6 年度					合計
	7	3	9					2,343

備考：昭和43年度までの交付件数は昭和38年8月以降の分である。

障害別戦傷病者手帳の所持状況（平成６年度）

種別＼程度	特項～２項症	３項～４項症	５項～６項症	７項症	款症	目症	計
視覚障害	21	12	192	1	8	0	234
聴覚障害	2	6	10	6	49	4	77
言語機能障害	1	1	0	0	6	0	8
肢体不自由	25	170	140	37	474	38	884
神経機能障害	0	3	4	1	11	2	21
その他	21	22	32	8	112	7	202
計	70	214	378	53	660	51	1，426

療養費受給者数（年度別）

種別	昭48年度	49	50	51	52	53～54	55～56	57
入院	10	9	8	9	9	10	13	14
入院外	12	14	16	13	16	24	28	32
計	22	23	24	22	25	34	41	46

種別	58	59	60	61	62	63
入院	11	12	15	7	11	9
入院外	33	32	34	35	34	28
計	44	44	49	42	45	37

種別	平元年度	2	3	4	5	6
入院	9	9	7	8	8	4
入院外	26	23	24	22	22	21
計	35	32	31	30	30	25

療養費及び補装具支給状況（年度別）　　単位：千円

年度 / 件数金額 / 事項別	４７年度		４８年度		４９年度		５０年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	278	7,135	283	9,287	265	12,204	249	13,042
（入院）	114	5,860	121	8,000	112	11,186	106	11,762
（通院）	164	1,275	162	1,287	153	1,018	143	1,280
療養手当	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭費	0	0	0	0	1	22	0	0
補装具給付費	33	431	162	2,724	95	2,486	126	3,277
（支給）	22	381	135	2,484	88	2,420	108	3,038
（修理）	11	50	27	240	7	66	18	239
合計	311	7,566	445	12,011	361	14,712	375	16,319

年度 / 件数金額 / 事項別	５１年度		５２年度		５３年度		５４年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	252	16,647	25	16,408	36	21,932	34	30,360
（入院）	108	14,797	9	14,732	14	19,665	10	26,859
（通院）	144	1,850	16	1,676	22	2,267	24	3,501
療養手当	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭費	0	0	0	0	0	0	1	80
補装具給付費	122	3,992	117	4,171	95	3,165	112	4,681
（支給）	103	3,671	107	4,017	79	2,934	107	4,567
（修理）	19	321	10	154	16	231	5	114
合計	374	20,639	142	20,579	131	25,097	147	35,121

年度 / 件数金額 / 事項別	５５年度		５６年度		５７年度		５８年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	34	25,782	393	36,265	430	31,055	442	29,836
（入院）	12	22,623	152	33,491	128	28,026	135	26,211
（通院）	22	3,159	241	2,774	302	3,029	307	3,625
療養手当	0	0	0	0	0	0	5	106
更正医療	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭費	1	85	2	182	1	97	1	105
補装具給付費	116	4,404	127	6,348	98	5,239	91	5,439
（支給）	109	4,255	109	6,081	93	5,145	87	5,315
（修理）	7	149	18	267	5	94	4	124
X線検査	0	0	0	0	10	63	1	4
合計	150	30,271	522	42,795	539	36,454	540	35,490